

概 況

「省エネルギー」は、地球規模のエネルギー資源制約のみならず気候変動問題への対応の「切り札」としてますます注目されるようになってきています。特に平成21年度は、9月の国連気候変動首脳会合における総理表明を発端に、いわゆる温室効果ガス「25%削減」の目標が示される中で「省エネルギー」の重要性に対する認識が一段と深まりました。

このため、現在政府においては、「低炭素型社会の実現」に向け、中・長期的にあらゆる政策を総動員することが検討されていますが、省エネルギー対策がその柱のひとつとなることは衆目の一致するところと見られます。

また国際的には、我が国が省エネルギー等の分野で世界最高水準の技術を有するとの認識が定着し、このため発展途上国を中心にこの分野における国際的協力が強く求められるようになってきています。

一方、平成21年度は、20年改正の省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が22年度から本格的施行される準備の時期にもあたりました。このため、エネルギー管理の義務付けが工場・事業場単位から事業者単位へ変更となる等の大幅な改正を周知徹底することが直近の課題となりました。

このような中で当センターは、省エネルギー推進の中核的実施機関として、これまで培ってきた技術やノウハウ等を生かしつつ、平成21年度には以下の5分野を中心に活動を展開しました。

第一は、「産業における省エネルギー推進支援」です。これに関しては、中堅規模の工場等を対象とした省エネ診断指導、工場・ビル等における省エネ実施状況や対策の把握・分析等を行うとともに、改正省エネ法の円滑な施行等に資すべく事業者等への情報提供を充実しました。また、これまで省エネ診断指導等で培ってきたノウハウを生かし、二酸化炭素削減対策の観点から国内クレジット制度に参画する中小企業の支援等も実施しました。

第二は、「省エネルギー機器等の普及支援」です。これに関しては、省エネラベルや国際エネルギースタープログラムの運用支援、省エネ性能に優れた機器等の発掘・情報提供等を行いました。また、国民運動を目指す「省エネ家電普及促進フォーラム」による省エネ型家電製品の普及とともに総合展示会のENEX2010で最新情報を幅広く提供しました。

第三は、「国民各層の省エネルギー活動支援」です。これに関しては、省エネの「見える化」を可能にする「省エネナビ」の普及や「省エネルギー普及指導員」の活動等を通じて、地域での省エネ実践行動の促進を図りました。また、改正省エネ法施行への対応等も念頭に置いて各種の教育関連事業においてエネルギー管理の人材育成に努めました。

第四は、「国際協力の推進」です。これに関しては、アジア諸国、資源国等の省エネ政策や技術普及に係る人材の能力向上を図るため、研修生の受入と専門家の派遣を効果的に組み合わせて、各国・地域のニーズに応じた協力を行いました。また、官民一体となって設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の運営支援の一環として、我が国の優れた省エネ技術等をハイレベルな国際会合の場を含め積極的に紹介しました。

第五は、「国家試験・研修・講習の実施」です。これに関しては、工場等における省エネ中核的人材となるエネルギー管理士について、国の指定機関及び登録研修機関として試験及び研修をそれぞれ厳正かつ円滑に実施しました。同様に指定講習機関としてエネルギー管理員向けの講習を実施しました。

これらの事業の実施に当たり国からの補助・受託事業については、その政策意図に沿った実施に努めるとともに、当センター独自の対応として省エネへの新たなニーズ等も踏まえながら自主的事業の強化を図りました。

また、平成 21 年 5 月には事業運営をより効率化し機動的なものとなるよう、センター組織を「大括り化」等により抜本的に見直し、併せて組織内における日常の連携を強化しました。なお、20 年 12 月に施行された新しい公益法人制度を踏まえて、新たな法人形態への移行が 22 年度に着手できるよう検討を行いました。

今後とも当センターといたしましては、国、自治体、賛助会員、関連する企業や団体など関係の皆様のご指導、ご協力を賜りながら事業及び組織の的確な運営に鋭意努めてまいります。